



総代制について

Question

当組合は、現在組合員が250名おります。従来は総会を開催しておりましたが、200名を超えると組合員の代表である総代会でもよいと聞き、今後検討したいと考えております。そこで、総代会制度の概要、選挙の方法、任期等について教えてください。

Answer

(1) 総代制について

総代会は、総会に代わって設けられる組合の最高意思決定機関であり、組合員の中から選挙された総代によって構成されるものであり、組合員の総数が200名を超える組合において、定款の定めによって設置することができます（企業組合と協業組合を除く）。

総代会については、中小企業等協同組合法の総会に関する規程が準用されるため、原則として総会の権限に基づくあらゆる事項について議決することができますが、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く）、組合の解散又は合併、事業の全部の譲渡（事業の全部の譲渡については信用協同組合に限る）については総代会において議決することはできません。

(2) 総代の定数

総代の定数は、その選挙のときにおける組合員の総数の10分の1以上でなければなりません。組合員数が1,000人以上の組合では100人であればよいこととなっております。

(3) 総代の任期・責任

総代の任期は3年以内において定款で定める期間です。また、総代の権能は全組合員のための共同利益、ないし組合の利益のために行使すべきものですが、組合員の受任者・代理人ではなく、組合員の指示に従ったり、その行使の結果について組合員に対して責任を負うことはないこととされています。

(4) 総代の選挙

総代は、定款の定めるところにより、組合員の地域、事業の種類等に応じて公平

に選挙されなければなりません。選挙は無記名投票により、1組合員の投票は1人1票となっております。

総代の選挙は必ずしも総会で行う必要はありませんが、総代会で行うことはできません。ただし、補欠の総代については、総代会で選挙することもできます。総代の選挙は定款の規定によらなければならないので、補欠の選挙を総代会が行うためには、その旨の定款に定めておくことが必要です。

なお、総代については氏名推選・選任の方法によることはできず、必ず選挙の方法によらなければなりません。

(5) 総代の退任

総代は任期満了、もしくは辞任によって退任します。

また、総代は組合員であることを要しますから、総代が組合員たる地位を喪失したときは当然に総代の地位を失います。

組合員たる法人の代表者が、総代になった後に法人の代表者で亡くなったときは総代の地位を失います。

(6) その他

組合員の総数が200名を超えることが総代会設置の必要要件であり、かつ存続要件となっております。このため、組合員数が200名を超える組合が定款をもって総代会を設けた後、組合員数が200人以下となった場合には、総代会は当然に機関としての機能を失うことになり、議案の審議は定款の規定に関わらず、総会で行うこととなります。この場合には、組合は速やかに定款を変更し、総代会の規定を総会に改める必要があります。